

環境衛生営業監視指導要領

1 目的

この監視指導要領は、神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市の管轄する区域を除く。）における環境衛生営業（理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業施設及び公衆浴場における営業をいう。）施設の立入検査時等の監視指導すべき項目（以下「監視項目」という。）を定め、その業務の円滑な遂行を図るとともに衛生の向上及び確保を図ることを目的とする。

2 監視指導の対象

(1) 対象者

ア 環境衛生営業の営業者

イ 次項各号の施設においてそれらの業務に従事する理容師、美容師、クリーニング師又は従業者

(2) 対象施設

ア 理容所

イ 美容所

ウ クリーニング所

エ 興行場

オ 旅館業施設

カ 公衆浴場

3 監視指導計画

各保健福祉事務所及び保健福祉事務所各センター（以下「保健福祉事務所等」という。）は、所管域の実情に応じて、監視指導計画を策定するものとする。

4 監視指導項目

監視項目は、別紙のとおりとする。なお、※印の付された項目は、県が環境衛生営業施設の一層の衛生管理状況の向上を図るために営業者等が遵守すべき事項として示す項目であり、法令に基づく項目と合わせて指導するものとする。

5 監視指導の方法

監視指導は、別紙にて業種ごとに示されている監視項目が遵守されているかを確認するとともにその概要を記録することとする。

6 行政指導

監視結果に基づく行政指導は、次のとおり実施することとする。

監視により監視項目が遵守されていないことを確認した場合は、行政指導を行う趣旨及び内容を十分説明するとともに、事業者に対して速やかに改善を図るよう口頭指導する。必要に応じて指導票を交付し、後日改善状況を確認し、必要に応じて、改善結果について

の報告を文書で求めるものとする。

7 自主管理体制の推進

営業者に対する監視指導等を通して、営業者に社会的責任を自覚させ、自主管理思想の一層の啓発に努めるとともに、自主管理を推進するよう指導することとする。

8 監視指導結果の報告

監視指導の結果については、別に定める方法により生活衛生課長あて報告することとする。